

商品先物取引法施行規則改正による不招請勧誘禁止の大幅緩和に抗議する会長声明

平成27年1月23日、経済産業省及び農林水産省は、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（以下「本省令」という。）を定めた。

同規則については、平成26年4月5日付で、その改正案が公表、意見募集されたが、その内容が不招請勧誘の禁止を大幅に緩和するものであったことから、当会は平成26年5月8日付会長声明により、これに反対する意見を表明している。

ところが、今回、策定された本省令は、当初の改正案を若干修正したものにとすぎず、やはり実質的には不招請勧誘の禁止を大幅に緩和するものであった。

すなわち、不招請勧誘とは、商品取引契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し、または電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘することであり、商品先物取引業者がこれを行うことは原則として禁止されている（商品先物取引法第214条第9号）。それにもかかわらず、本省令は、同規則第102条の2を改正して、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘のほか、顧客が65歳未満で一定の年収若しくは資産を有する者であり、かつその顧客の理解度を確認するなどの要件を満たした場合を、不招請勧誘禁止の例外としたのである。

これは、顧客が上記要件を満たすものかどうかの確認が、実際には勧誘行為と一体としてなされるものであることからすれば、不招請勧誘を解禁するに等しいものといえる。

また、顧客の年収、資産、理解度等の確認についても、申告書面を差し入れさせたり、取引に関する問題に回答させるといった手法で、現在も多くの商品先物取引業者により実施されているが、現実には、業者が事実と異なる申告をするよう顧客を誘導する、顧客に対し正答を教示する等といった不正行為が蔓延しており、委託者保護のために十分な機能を発揮するかは疑問である。

そうすると本省令は、商品先物取引法が、省令によって不招請勧誘禁止の例外を定めうる場合として認めた「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」（同法第214条第9号）に該当せず、同法の委任の範囲を逸脱しているといわざるを得ない。

商品先物取引における不招請勧誘の規制については、長年、同取引による深刻な被害が発生し、度重なる行為規制強化の下でもなおトラブルが解消しなかったため、ようやく平成23年1月施行の商品先物取引法で導入されたという経緯がある。そして、不招請勧誘を規制したことにより、同取引を巡る消費者相談は減少傾向にあるものの、いまだその被害は根絶されていない。

それにもかかわらず、本省令はかかる立法経緯及び取引の実態を軽視して、商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から許容することはできない。よって、当会はこれに強く抗議する。

平成27年2月12日

茨城県弁護士会
会長 後藤直樹